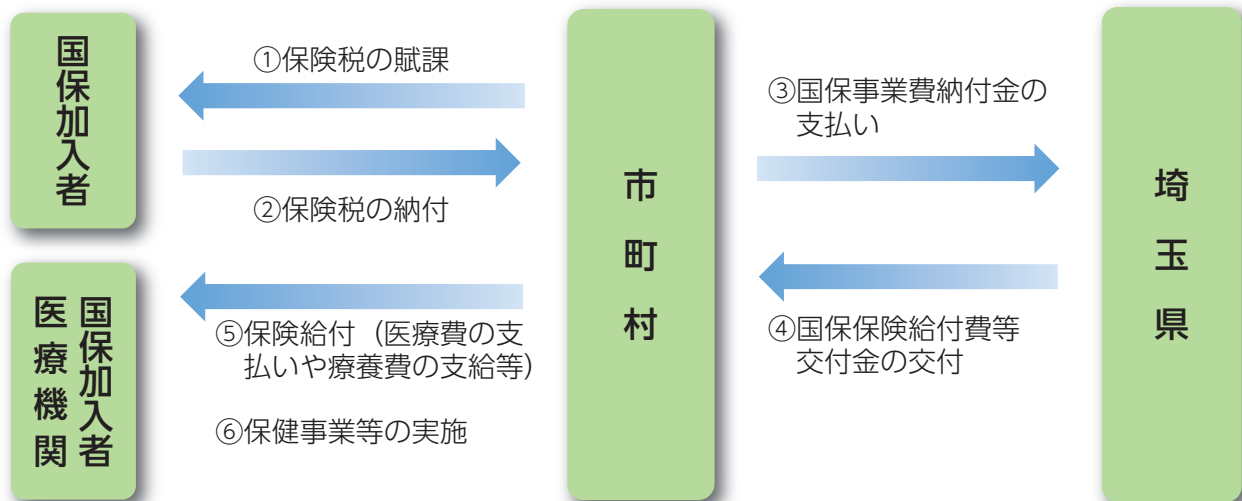


平成30年4月から 国民健康保険制度が変わります

- 国民健康保険は現在、市町村それぞれが保険者となって運営していますが、平成30年度からは県と市町村が共同保険者となって運営します。
- 県が財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業運営の確保等の国保運営に中心的な役割を担い、制度の安定化を図ります。



《市町村の役割》

- 被保険者証の発行などの資格管理
- 標準保険税率を参考に保険税率を決定
- 保険給付の決定、支給
- 保健事業の実施 など

《県の役割》

- 市町村ごとの
 - ・国保事業費納付金を決定
 - ・標準保険税率を算定・公表
- 保険給付等必要額を市町村に全額交付 など



埼玉県マスコット「コバトン」

Q & A

Q 何が変わるの？

- A** 県と市町村が共同保険者となることに伴い、被保険者証の様式や高額療養費の多数回該当の算定方法が変更となります。
(イメージは裏面をご覧ください。)

Q 何が変わらないの？

- A** ・各種申請や届出は、これまでどおり市町村担当窓口で手続きをします。
(例：療養費の請求、職場の健康保険に加入した場合など)
- ・住所異動をした場合、転出地及び転入地の市町村担当窓口で届出をします。
 - ・保険税の納税通知書はお住まいの市町村から送られます。
 - ・保険税はお住まいの市町村に納めます。

Q 保険税はどうなるの？

- A** ・県は、市町村が保険税を定めるに当たり参考となる標準保険税率を市町村に示します。
・市町村は、県で示した標準保険税率を参考に保険税率を決定します。

●被保険者証の様式が変更となります。(平成29年2月現在のイメージ)

現行(省令様式)



改正案

国民健康保険被保険者証

有効期限 年 月 日

記号 番号
氏名 性別
生年月日 年月日
資格取得年月日 年月日
交付年月日 年月日

世帯主氏名
住所 都道府県 保険者別 検証
番号 番号 番号
保険者番号
保険者名 印

埼玉県国民健康保険被保険者証

有効期限 年 月 日

記号 番号
氏名 性別
生年月日 年月日
適用開始年月日 年月日
交付年月日 年月日

世帯主氏名
住所 都道府県 市町村 検証
番号 番号 番号
保険者番号
交付者名 印

※施行当初は被保険者証の有効期限が満了するまでの間、従来の様式を使用できます。(例えば、平成29年10月～平成30年9月まで従来様式。)

市町村印

●高額療養費の多数回該当に係る該当回数が引き継がれます。

- 高額療養費の多数回該当は、過去12か月以内に高額療養費の支給が4月以上ある場合に自己負担限度額が引き下げられる制度です。
- これまでは他市町村へ転居した場合、改めて1回目からカウントされていました。平成30年度以降は、県内での転居で世帯の継続性が保たれていれば、平成30年4月以降の療養において発生した前住所地の高額療養費の多数回該当のカウントが引き継がれます。

県内市町村間の住所異動に伴う高額療養費多数回該当の判定

○現行

平成29年度					平成30年度						
11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月
○			○		○	●			○		○

多数回該当
(4月目)

県内市町村間
住所異動

多数回非該当
(1月目及び2月目)

○改正後

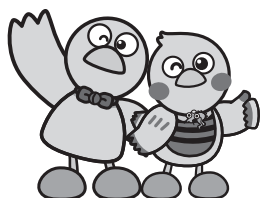
平成29年度					平成30年度						
11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月
○			○		○	●			○		●

多数回該当
(4月目)

県内市町村間
住所異動

多数回該当
(4月目)

平成30年度新制度
施行後から起算



埼玉県マスコット「コバトン」「さいたまっちゃん」

○お問合せ

埼玉県保健医療部国保医療課国保事業担当(制度改革)
〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1

TEL: 048-830-3355 / FAX: 048-830-4785

E-mail: a3350-10@pref.saitama.lg.jp

または

お住まいの市町村国民健康保険担当課へ

